

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20200713	帝釈観光株式会社(法人番号1240001025062)代表者山田兼資	広島県庄原市東城町大字東城158番地	本社営業所	広島県庄原市東城町大字東城158番地	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第12条第1項及び法第27条第3項	令和元年9月10日及び同年9月25日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。10件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運賃料金の揭示義務違反(法第12条第1項)、(3)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(7)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(8)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(9)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(10)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)	13	13
20200716	世羅交通有限会社(法人番号4240002052706)代表者貫川瀧雄	広島県世羅郡世羅町大字東神崎91番地	本社営業所	広島県世羅郡世羅町大字東神崎91番地	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項、法第15条第1項及び法第27条第3項	令和元年7月30日及び同年8月8日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査実施。11件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)事業計画の変更認可違反(車庫の位置)(法第15条第1項)、(3)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(運輸規則第21条第5項)、(5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)運行管理者の講習(一般講習)受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)	18	18